

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程の一部改正

現行		改正		改正理由
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		理事と事務局長を分離し、専任の事務局長を置くことに伴う改正
職員区分	職名	職員区分	職名	
教育職員	(略)	教育職員	(略)	
事務職員	(新設)	事務職員	事務局長	
	部長、事務部長		部長、事務部長	
	課長、調整役、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）		課長、調整役、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）	
	室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、監査室副室長、副課長、専門員		室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、監査室副室長、副課長、専門員	
	係長、専門職		係長、専門職	
	主任		主任	
係員	係員			
技術職員	(略)	技術職員	(略)	

附 則（令和5年1月1日規程規程第64号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。